

別紙 1

下関市観光客人流データ活用分析支援業務仕様書

- 1 業務名 下関市観光客人流データ活用分析支援業務
- 2 業務目的 本業務は、国内外観光客の来訪地や発地、属性、周遊等が把握できる人流データを活用し、本市における観光客の動向を適時把握するとともに、データ分析に基づいた効果的な施策展開や効果検証を行い、受入体制の強化及び効果的かつ効率的なプロモーション展開を図ることを目的とする。
- 3 業務場所 下関市内ほか
- 4 業務期間 契約締結日から令和9年9月30日まで
- 5 業務内容
 - (1) 人流データの提供
 - ① 提供システム
 - ア システム概要
利用者から許諾を得て収集したスマートフォンのGPS位置情報等から、下関市全体及び指定の観光スポットからの国内外観光客の来訪情報を取得し、随時データ更新を行うこと。
 - イ 提供システムの構成等
 - ・ システムへのログインはID、パスワード等で管理され、国内版5ID以上、訪日版1ID以上利用できること。
 - ・ 収集したデータを地図やグラフ等を用いて、視覚的に表示できる機能があること。
 - ・ 指定の観光スポット及びエリアを100箇所以上選定できること。なお、詳細は下関市と協議の上、定めるものとする。
 - ・ 利用するブラウザは専用ソフトウェアが不要で、一般的なウェブブラウザ(Microsoft Edge等)で利用できること。
 - ・ データ取得はライセンスを得たユーザーが随時回数制限なく可能であること。また、エクセル、CSV等の加工可能な形式でダウンロード

及びデータ出力できること。

②国内観光客人流データ

ア データ要件

- ・データの更新が1週間に1回以上の頻度で更新されること。
- ・過去のデータが収集分析可能なものであること。
- ・許諾を得たスマートフォン利用者のGPS位置情報等の実数を基に算出した推計値とし、個人情報の秘匿、少人数の秘匿処理に留意したものであること。

イ 分析機能

- ・下関市及び指定したエリア又は指定の観光スポットにおいて、以下の項目が取得できること。なお、各項目については、居住者・勤務者・来街者別に分析できること。
 - a 来訪者人数
 - b 来訪者の居住地域
 - c 来訪者の属性（性別・年代など）
 - d 来訪者の旅程（宿泊・日帰りなど）
- ・指定した観光スポット又はエリアにおいて、以下の項目が取得できること。なお、各項目については、居住者・勤務者・来街者別に分析できること。
 - a 訪問前後別の周遊者人数
 - b 時間帯別滞在者数
 - c 平均滞在時間
- ・各種分析軸を掛け合わせたクロス集計ができること。

③訪日観光客人流データ

ア データ要件

- ・データの更新が2ヶ月に1回以上の頻度で更新されること。
- ・過去のデータが収集分析可能なものであること。
- ・許諾を得たスマートフォン利用者のGPS位置情報等の実数を基に算出した推計値とし、個人情報の秘匿、少人数の秘匿処理に留意したものであること。

イ 分析機能

- ・国籍又は居住国別に下記の分析機能もしくは同種機能を有すること。
- ・下関市への来訪者数及び滞在、通過等の来訪形態が把握できること。

(2) システム活用支援

①アドバイザー支援

提供システムを活用した分析手法及び分析結果の利活用等について、適宜アドバイザー支援を行うこと。

②カスタマーサポート

システムの操作設定、機能的・技術的な質問等に対し、必要に応じ電話又はメールにて対応すること。

③月次サマリーの提供

毎月の人流データについて、主要な分析結果及び特徴的な傾向をまとめたレポートを提出すること。レポートの内容及び様式は、下関市と協議の上、定めるものとする。

(3) 独自提案

本事業の目的を達成する上で、効果的な独自提案があればその内容を記載すること。

6 業務の実施体制

- (1) 本業務を遂行するにあたり、関係法令及び本仕様書を遵守するとともに、下関市の意図及び目的を十分理解した上で、適正な人員を配置し、この業務にあたらなければならない。
- (2) 業務の円滑な遂行のため、進捗状況の報告および疑義の解消を目的とした打合せを定期的に行うこと。報告において、資料提供の指示があった際には提出をしなければならない。
- (3) 打合せの内容については、受託者が議事録を作成し、下関市の確認を得た上で提出すること。
- (4) 契約締結後、遅滞なく人流データシステムが提供できるよう、業務フロー、作業スケジュール等を作成し、下関市と協議の上、適切な業務の執行に努めること。
- (5) 本業務を通じて知り得た内容について、第三者に漏洩してはならない。また、本業務以外の目的に使用してはならず、業務完了後も同様とする。

7 提出書類

- (1) 提供システム操作マニュアル等 ※システム利用開始前に提供のこと。
- (2) 成果報告書

本業務を完了した際は、以下の内容を含む成果報告書を提出すること。

- ①「５ 業務内容」に応じた成果資料 一式
- ②下関市が必要と認めた資料 一式

８ 留意事項

- (１) 成果報告書等の著作権について、著作権法第２１条から第２８条に定める権利（著作権（財産権））は、下関市に無償で譲渡するものとする。また、著作権法第１８条から第２０条に定める権利（著作者人格権）について、受託者は権利行使をしないものとする。
- (２) 成果報告書の管理及び権利は、下関市に帰属し、下関市が承諾した場合を除き、受託者は成果品を公表してはならない。
- (３) 成果物が仕様に反することが判明した場合には、納品後であってもデータの修正を行うこと。

９ その他

仕様書に定めのない事項については、下関市と協議の上、定めるものとする。

以上